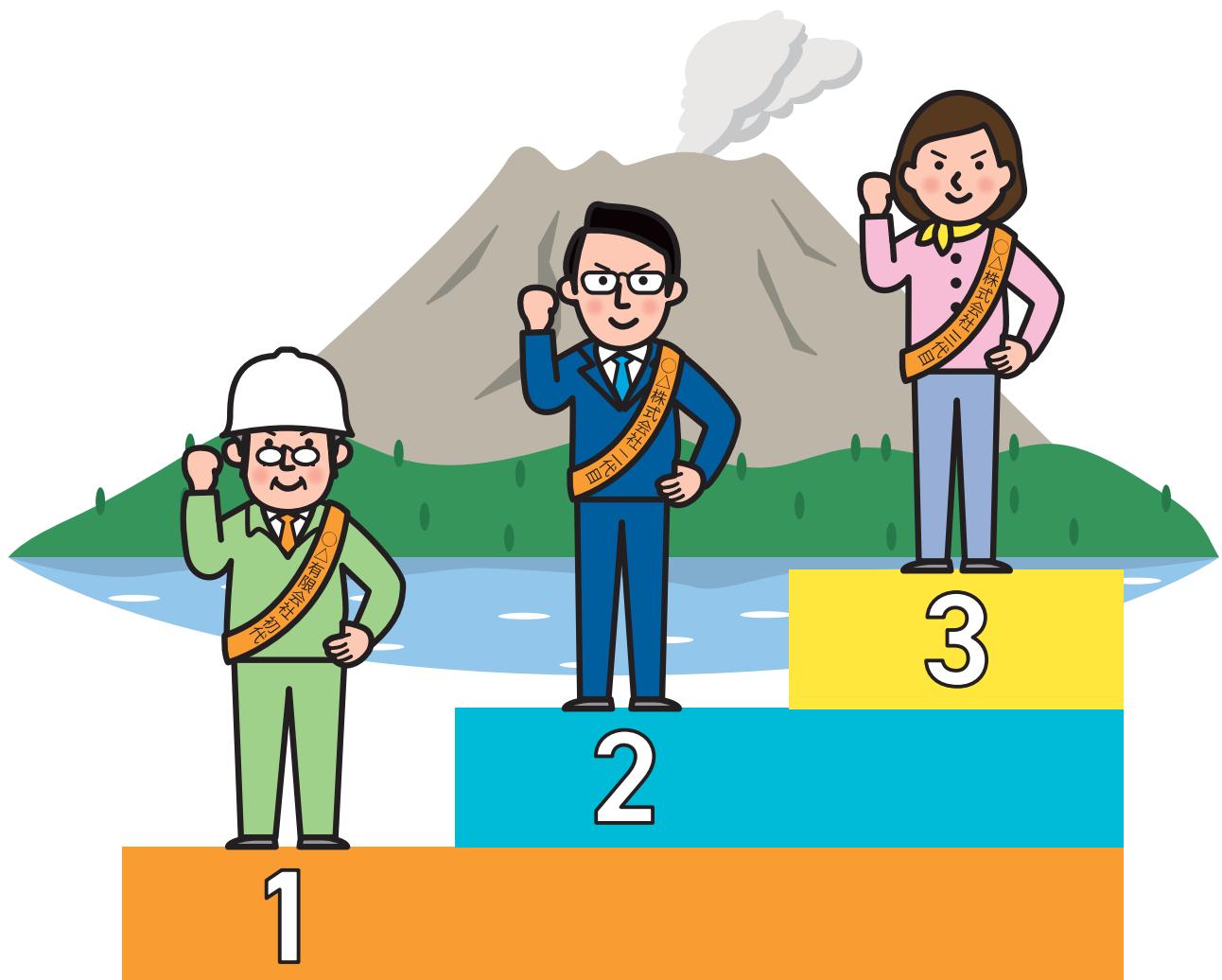


かごしま事業承継・ 引継ぎハンドブック



全体編／親族内・従業員等承継編

令和3年度版



未来へつなぐ、はじめの一歩



Q

「事業承継について、どのように考えていますか?」 「事業承継の準備をはじめていますか?」

経営者の皆さん、税理士や金融機関、商工団体の方々から、このように尋ねられたことはありませんか?

その問い合わせにどう答えていいか、お困りになる方も多いと思います。

県では、この度事業承継自体について考えていただくため、その準備の大切さについて知っていただくため、そして皆様の事業承継に関する疑問に少しでもお答えするためにこのハンドブックを作成しました。

皆様のご家族や、従業員とそのご家族、そして地域を守るために、少しでもお役に立てたら幸いです。

鹿児島県 商工労働水産部 中小企業支援課

目 次

第1章 あなたの事業承継について考えましょう

01. さあ、まずは現在地を確認しましょう	01
02. 困っているのはあなただけではない!?	02
03. これまで培った経営資源を上手にバトンタッチしましょう	04
04. 計画的に進めていきましょう ～事業承継の進め方(6つのステップ)～	07
05. 事業承継計画を作成しましょう	08
06. 事業承継の新たなトレンドはM&A!!	09
07. 事業の磨き上げをしましょう	10



私は息子に承継しようと考えているけど、どうしたらいいの?

花子社長



私は子供がおらず、従業員も高齢、どうしたらいいの?

太郎社長

第2章 事業承継にまつわる税のあれこれ

01. 贈与税をしっかり理解しましょう	11
02. 相続税は相続した時に考えるものではありません!	14
03. 立つ鳥跡を濁さず!財産はしっかり評価しましょう	16

第3章 制度を知れば事業承継が変わる?

01. 知る人ぞ知る!?事業承継税制	17
02. 制度を使った金融支援	19
03. 上手な引継ぎ方があります	20

第4章 事例で考える、親族内承継

01. A社長の場合(贈与)	21
02. A社長の場合(相続)	23
03. B社長の場合(コラム)	24

第5章 事例で考える、親族外承継

01. C社長の場合(役員・従業員への承継)	25
02. D社長の場合(持株会の設立)	26
03. E社長・F社長の場合(第三者への承継(M&A))	27

第6章 実はサポートが充実!支援機関・支援制度を知ろう

01. 鹿児島県事業承継・引継ぎ支援センター	28
02. その他支援機関・支援制度一覧	29

私がこのハンドブックで事業承継についてご案内させていただきます。

本ハンドブックは、まず第1章を一通り読むことで、事業承継の全体像をつかめるようになっているほか、相談しやすいよう、第6章にて支援機関と支援制度を掲載しております。

また、役立つ情報は、QRコードにて取得できますのでご活用ください。



案内人

※本ハンドブックの内容は令和3年4月1日時点の法令等に基づいております。

第1章 あなたの事業承継について考えましょう

01 さあ、まずは現在地を確認しましょう

とにもかくにも、まずは現在の状況を確認しましょう。

後継者(候補)はいるのか、それは親族なのか、親族以外(従業員・役員や外部の第三者)なのか。

あなたの状況によって、事業承継の進め方や検討すべき事項は変わってきます。

早速、このフローチャートを使って、確認してみましょう！

第1章

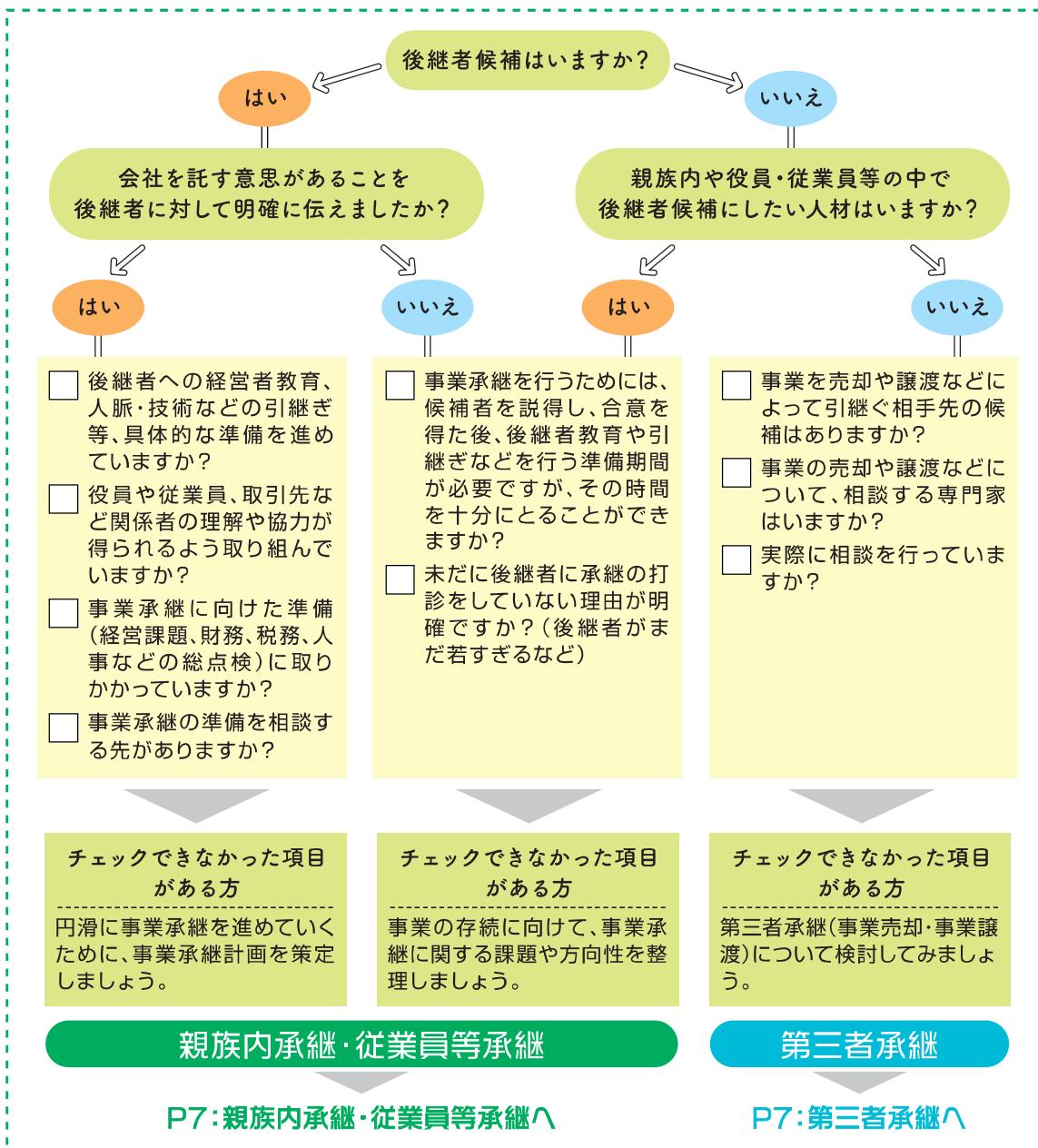
第2章

第3章

第4章

第5章

第6章



県の診断票は
コチラ！



あなたも事業承継診断を受け、この診断票を持って、鹿児島県事業承継・引継ぎ支援センター(P28)もしくは、最寄りの支援機関にお問い合わせいただくことで、あなたの事業承継支援がスタートします。

県では、「かごしま中小企業支援ネットワーク」を組成し、その構成員である金融機関、商工団体、土業団体等の支援機関を通じて、企業の事業承継診断を随時行っています！！

⇒<https://www.pref.kagoshima.jp/af02/sangyo-rodo/tyusyoukigyou/network.html>

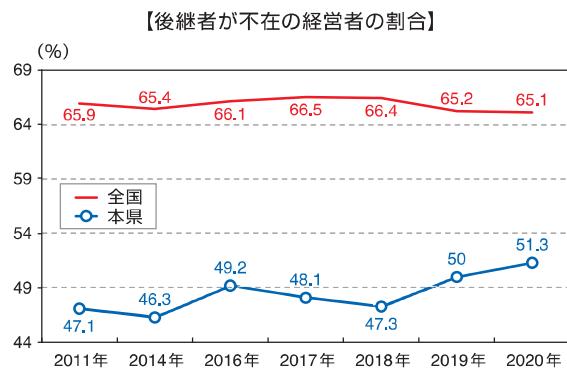
02 困っているのはあなただけではない!?

① 約5割の企業で後継者が不在

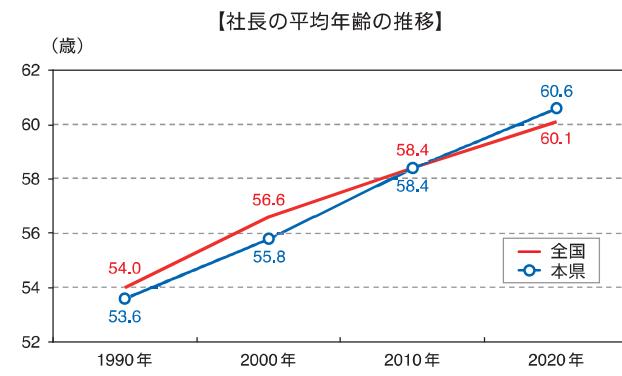
前頁のフローチャートの結果はいかがだったでしょうか。

いざ事業承継と言っても、そもそも後継者がいないという方もいらっしゃると思います。実は全国的に見ても、約6割以上の企業で後継者がいないのです。本県においても、約5割の企業で後継者が不在となっており、多くの企業で後継者確保に苦慮していることがうかがえます。また経営者の高齢化も年々進んでおり、事業承継は喫緊の課題となっています。

事業承継が行われず廃業した場合、当該企業の雇用や技術・ノウハウが失われてしまい、地域経済への影響も小さくありません。



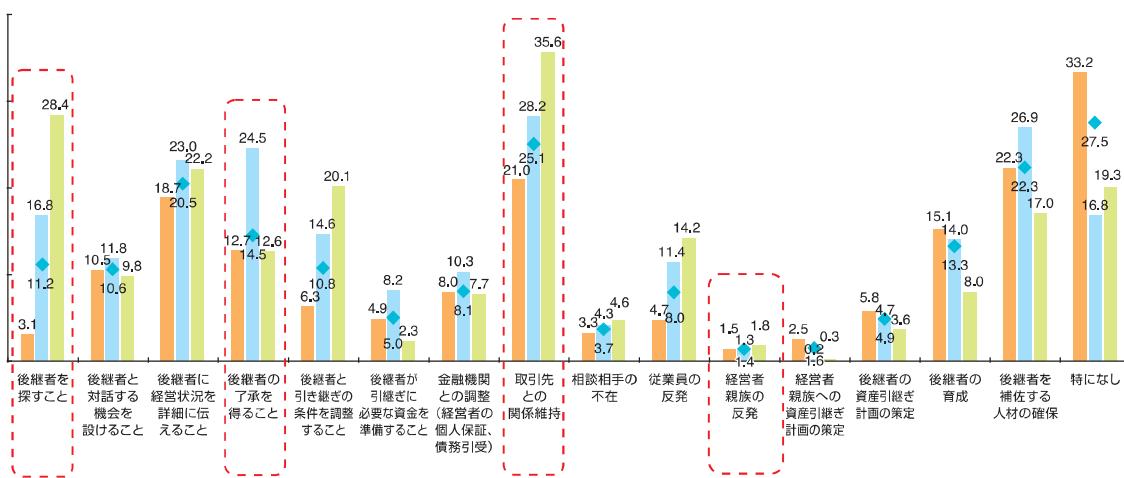
(出典)帝国データバンク「全国企業『後継者不在率』動向調査」(2020.11.30公表)、
「後継者問題に関する鹿児島県企業の実態調査」(2020.12.25公表)より再編・加工



(出典)帝国データバンク「全国社長年齢分析」(2021.2.5公表)より再編・加工

【事業承継の形態別、後継者を決定し、事業を引き継ぐ上で苦労した点】

■ 親族内承継 (n=1,307) ■ 役員・従業員承継 (n=465) ■ 社外への承継 (n=388) ■ 全体 (n=2,363)



(出典)中小企業庁「2019年版中小企業白書」より



後継者選びは従業員のためにはもちろんのこと、ご自身のためにも重要です。

後継者を親族と相談しないで勝手に決めてしまうと、親族内のトラブルに発展するケースもありますので、慎重に検討していきましょう。



後継者がいないのは私だけではないんですね。

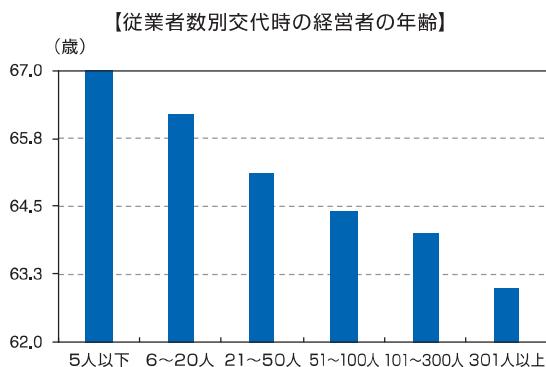
② 早めの事業承継の準備

経営者が交代する際の平均年齢は63歳から67歳と言われています。

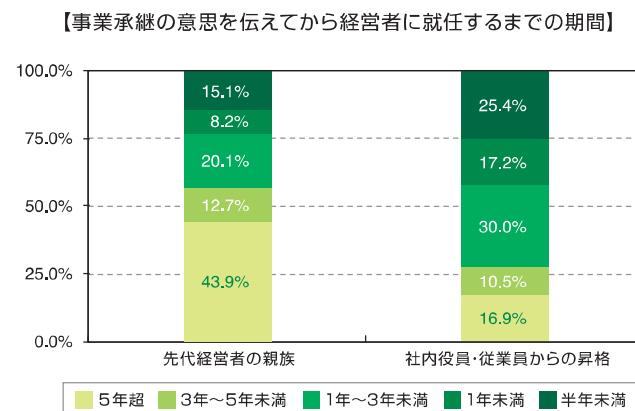
ですが、思い立ってからすぐに承継することは出来ません。後継者を育成する期間も必要だからです。

後継者が親族の場合では5年超、後継者が社内の役員や従業員の場合は1年から3年末満の準備期間を要している人が最も多いのです。

いずれの場合でも、準備期間が長くて5年以上かかるを見越して、事業承継の準備は早めに始めたほうが安心ですので、計画的に進めていきましょう。また、承継後に事業が傾いてしまうことが無いよう、後継者の育成を十分に行いましょう。



(出典)中小企業庁「中小企業白書」(2021.4.23公表)をもとに作成



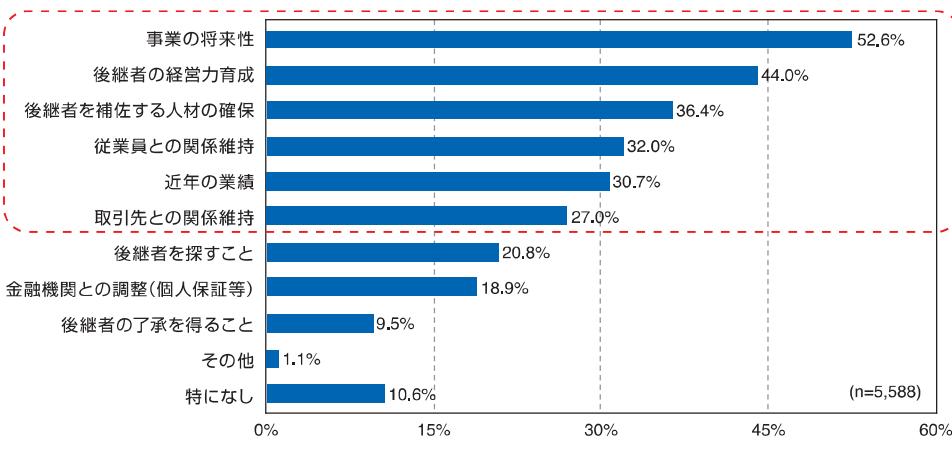
(出典)中小企業庁「2021年度版中小企業白書」(2021.4.23公表)をもとに作成

③ 先送りにしないしっかりとした事業承継の準備

よくある話として、「今は売上を上げることが大事」「借入を返済してから考えよう」「後継者が育っていない。まだ自分がある」と考えてしまう経営者がいます。ですが、事業の将来性や後継者の経営力などを不安視するあまり、準備を先送りしていると予想以上に時間がかかったり、そのまま手遅れになったりするケースがあるのも事実です。

事業承継には、先送りしないしっかりとした準備が必要です。通常の業務とは分けて考えて、着実に準備を始めましょう。

【事業承継の課題】



後継者が決まっていても、すぐに引き継げるわけではないんですね。



花子社長

03 これまで培った経営資源を上手にバトンタッチしましょう

① 引継ぐべき3つのこと～経営、資産、知的資産～

後継者へ円滑に事業を承継し、継続的に発展させるためには、「経営(ヒト)」「資産(モノ・カネ)」「知的資産(理念・信用・技術など)」の3つを引継ぐことをしっかりと考えておく必要があります。



後継者育成等を進めながら経営権を引継ぐ「経営」の承継はもちろんのこと、自社株式・事業用資産・債権や債務などの「資産」の承継に加え、経営理念や取引先との人脈、技術・特許といった「知的資産」の承継を計画的に進めていく必要があります。さらに、事業承継を円滑に進めるためには、贈与税や相続税の負担、経営権の分散リスク、事業承継後の資金繰りなどから生じる、さまざまな課題に対応していくことが求められます。

② 経営(ヒト)の承継

「経営(ヒト)の承継」で一番心掛けておくことは、後継者へ「円滑に経営権を引継ぐ」ことです。

そのために考慮すべきなのが、経営者、後継者のそれぞれの経営に対する考え方、後継者の育成手法、経営者の引き際とその後の関わり方、役員や従業員との関係維持、後継者を補佐する人材の確保などが、重要なポイントになります。

円滑に経営権を引継ぐために、今の経営権を取り巻く状況はどうなのか、何をすべきなのか、改めて経営者として深く考えてみましょう。

【経営(ヒト)の承継で考えるべきこと】

目的

◎円滑に事業を引き継ぐこと

目的を達成するために考慮すべき事項

- ◎後継者の選定
- ◎後継者の育成、経営者の引き際とその関わり
- ◎経営者、後継者候補のそれぞれの考え方
- ◎役員や従業員との関係維持
- ◎後継者を補佐する人材の確保

③ 資産(モノ・カネ)の承継

「資産(モノ・カネ)の承継」で一番心掛けておくことは、後継者が「経営に専念できる環境を準備する」ことです。

そのために考慮すべきなのが、経営者が保有している会社の株式を後継者に引継ぐ方法(贈与・相続・譲渡)、経営に必要な持株比率、保有株式の承継のタイミングや株価が大事になります。また、税金や譲渡代金等の費用への備えなども、重要なポイントになります。

なお、持株比率に関して言えば、株式の保有割合を高めれば高めるほど、保有者の裁量も増えますので、後継者がどのくらいの議決権比率を持てばよいのかも併せて考えることで、承継後の安定した事業運営に繋がります。もし、株式が分散していたり、後継者の議決権比率が少なかつたりする場合には、後継者への集約方法を検討する必要があります。

【資産(モノ・カネ)の承継で考えるべきこと】

目的 → ◎後継者が経営に専念できる環境の準備

目的を達成するために考慮すべき事項 → ◎会社の株式を後継者に引継ぐ方法
◎後継者が経営するにあたって必要な持株比率
◎少数株主の扱い
◎株式の承継のタイミングと株価

④ 知的資産(理念・信用・技術など)の承継

知的資産とは、特許等の知的財産だけではなく、会社の人材・組織・技術・営業力・取引先との関係、企業風土など、財務諸表には出てこない会社の経営資源のことを指します。後継者に引継ぐべきものは経営や資産だけではありません。会社が所有する資産と、これらの目に見えない知的資産が有機的に繋がることで、今の会社の競争力が生み出されています。

「知的資産(理念・信用・技術など)の承継」で一番心掛けておくことは、後継者に引継いだ後に、会社が「継続的な成長の仕組みを準備する」ことです。

そのため考慮すべきなのが、知的資産(自社の強み)の見える化、収益・利益を生み出すまでの知的資産との繋がりの理解、またその知的資産を伸ばし企業価値を高める取組などが、重要なポイントになります。

継続的な成長のための仕組みを準備するために、目に見えない知的資産をいかに的確に引継ぐか。難しいと思いますが、次頁(P6)の「知的資産経営報告書」への理解とともに、これまでの整理整頓と捉えて今一度考えてみましょう。

【知的資産(理念・信用・技術など)の承継で考えるべきこと】

目的 → ◎継続的な成長の仕組みを準備する

目的を達成するために考慮すべき事項 → ◎目に見えない知的資産(自社の強み)を「見える化」する
◎知的資産を伸ばし、他社との差別化を図ることで会社の企業価値を高める
◎知的資産(自社の強み)が収益・利益を生み出すまでの繋がりの理解
◎経営理念・方針及び事業計画との整合性

第1章 あなたの事業承継について考えましょう

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

POINT



知的資産をどのように承継すれば良いのでしょうか。

知的資産は目に見えにくいため、認識できていない場合も多いです。そのため、まずは自社の知的資産が何なのかを「見える化」することが大事です。そして、顧客や取引先等の利害関係者に対して、自社の強みは何か、利益の源泉が何なのかをより良く伝えるため、まず、現経営者が「言語化」できるようになることが非常に重要になります。

そこで役立つのが、「知的資産経営報告書」の作成です。「知的資産経営報告書」とは、企業が有する技術、ノウハウ、人材など重要な知的資産の認識・評価を行い、それらをどのように活用して企業の価値創造につなげていくか、を「言語化」するものです。

これを後継者と作成し、共有すれば、自社の知的資産の認識をすり合わせることができ、スムーズな承継が期待できます。また、経営を引継ぐことに不安を感じている後継者からは、「自社の強みが明確になつたので安心した」といった声も聞かれます。

さらに、取引先や金融機関に開示すれば、自社のアピールポイントをより上手く伝える道具になりますし、従業員の採用活動の観点からは、自社の信頼性を高める効果も期待されます。

詳細については、経済産業省の「知的資産経営ポータル」において、作成マニュアルも含めて公開されていますので、これらを参考に自社の知的資産を整理して「知的資産経営報告書」を作成してみましょう。



←経済産業省「知的資産経営ポータル」はコチラ！

https://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/index.html

知的資産を「見える化」するためには、「顧客等から選ばれているのはなぜか？」を考えて書き出してみましょう。その答えが、自社が持っている真の強み(知的資産)です。

【知的資産の3分類の特徴と具体例】

	特 徴	具体例	自社に置き換えると？
人的資産	従業員個人に依存する強み (従業員が退職時に一緒に持ち出す知的資産)	ノウハウ・技術、 経験、 モチベーション等	
構造資産	組織的に維持することができる強み (従業員が退職しても企業内に残留する知的資産)	企業風土、顧客データベース、クレーム対応等の仕組み等	
関係資産	顧客等との関係における強み (会社の対外的関係に付随した知的資産)	企業イメージ、顧客満足度、仕入れ先との良好な関係等	

04

計画的に進めていきましょう～事業承継の進め方（6つのステップ）～

第1章

第2章

第3章

第4章

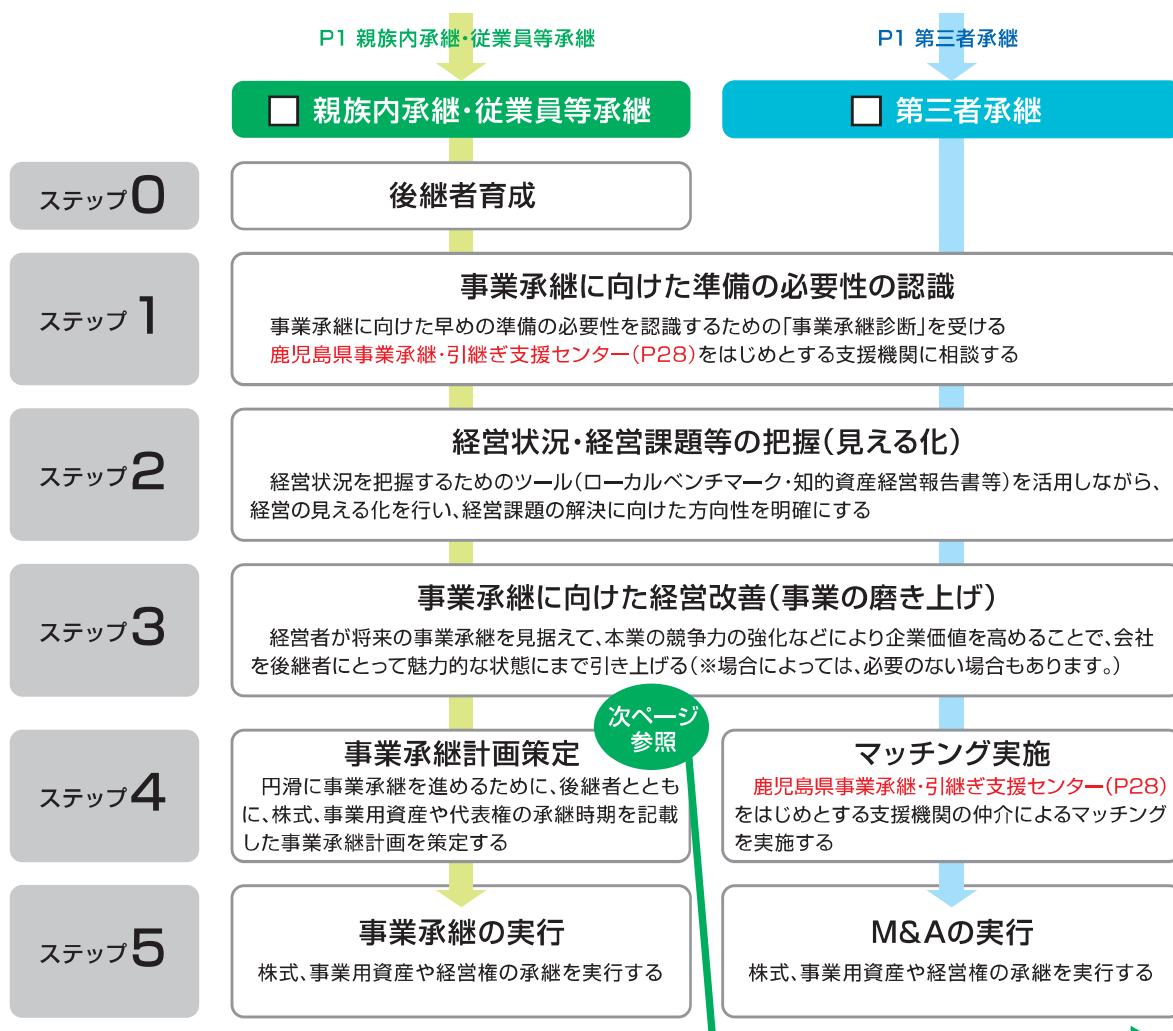
第5章

第6章

① 事業承継の進め方（6つのステップ）

事業承継を進めるにあたっては、親族をはじめ、従業員や取引先など、多くの関係者が関わってきます。また、誰に承継するかによっても、やるべきことは変わってきます。

まずは事業承継の一般的な進め方を把握し、会社の事情に応じて課題を整理し、計画的に進めていきましょう。



ステップ2にあります、「ローカルベンチマーク」(通称:ロカベン)とは、企業の経営状態の把握、いわゆる「企業の健康診断」を行うためのツールです。

3つのシート(「業務フロー・商流」、「4つの視点」、「財務分析」)に自社の情報を記入することで、経営状態や経営に生かすことのできる強みを把握できます。経営状態の把握や経営分析のために、是非、ロカベンを活用ください。

詳細な作成方法等については、こちらからご確認ください!
https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/



第1章 あなたの事業承継について考えましょう

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

05 事業承継計画を作成しましょう

親族内承継・従業員等承継においては、円滑な事業承継を進めるため、後継者とともに、株式、事業用資産や代表権の承継時期を記載した事業承継計画を策定しましょう。自社を取り巻く環境や、経営、資産、知的資産を考慮して、どうしたら円滑に事業を承継できるかを考える必要があります。後継者に事業を譲るタイミングから逆算をして、今から何を行っていくべきなのかについて具体的にとりまとめた実行計画を作成しましょう。

【事業承継計画の記入例】

項目		現在	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
事業計画	売上高	10億円					13億円					15億円
	経常利益	5千万円					7千万円					9千万円
会社	定款・株式・その他		「相続人に対する売渡請求制度」の導入	家族から自社株式取得(金庫株)	元役員から自社株式取得(金庫株)		経営者に退職金支給					
経営者	年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
	役職	社長					会長		相談役			引退
	関係者の理解	家族会議	社内へ計画発表		取引先・金融機関に公表							
		後継者とコミュニケーションをとり、経営理念、ノウハウ、ネットワーク等の自社の強みを承継する										
	株式・財産の分配						公正証書遺言の作成					
	持ち株(%)	70%	67%	64%	61%	58%	10% 相続時精算課税制度	10%	10%	10%	10%	10%
後継者	年齢	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳	40歳	41歳	42歳	43歳
	役職		取締役		専務		社長					
	【工場】 社内	【営業部門】	【本社管理部門】									
	【工場】 社外	【営業部門】	【本社管理部門】									
	継続的に对外研修受講	経営革新塾										
	持株(%)	0%	3%	6%	9%	12%	60% 相続時精算課税制度	60%	60%	60%	60%	60%
補足	<ul style="list-style-type: none"> ●5年目の相続時精算課税制度による贈与時に「経営承継円滑化法」の活用を検討 ●遺留分に配慮した遺言書の作成 <p>注意:計画の実行にあたっては専門家と十分協議した上で行ってください。</p>											

(出典)独立行政法人中小企業基盤整備機構「令和3年度版 事業承継支援マニュアル」より作成



円滑な事業承継を進めるためには、後継者や親族、役員や従業員の意見を聞いたり、専門家に相談したり、取組の進捗状況を確認するなど、事業承継計画を随時修正していくことが必要不可欠です。また、事業承継計画は作ることが目的ではありません。作る過程で、経営者と後継者とが事業承継という共通認識をもつことが事業承継を着実に進めるための基礎になります。

<https://www.smrij.go.jp/tool/supporter/succession1/index.html>

事業承継計画の
様式はコチラ!



06

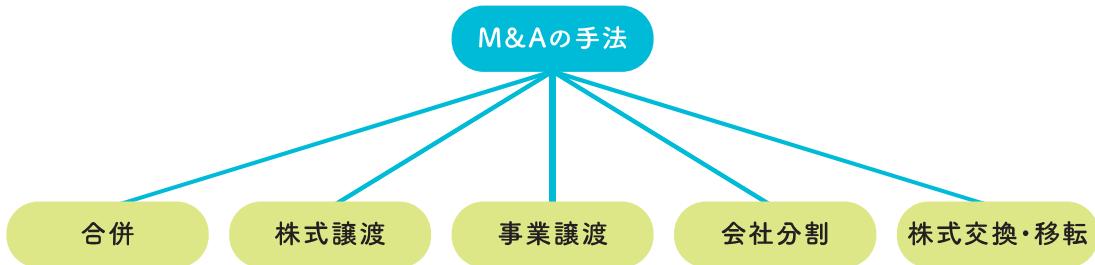
事業承継の新たなトレンドはM&A!!

① M&Aの手法

後継者がいない場合には、第三者承継、つまり、M&Aによる事業承継を検討することになります。このM&Aを実施することで、事業の売却収入が入るだけではなく、他社のもとで事業継続が可能となり、従業員の雇用を守ることもできます。

M&Aには様々な手法がありますが、株式譲渡により自社株式を第三者に譲渡する方法が一般的です。なお、M&Aの手法によって、法務・税務・会計面でそれぞれ違いがあるため、会社の状況、売却の目的や売却先の要望と照らし合わせて適切な方法を選ぶことが重要です。

【M&Aの主な手法】

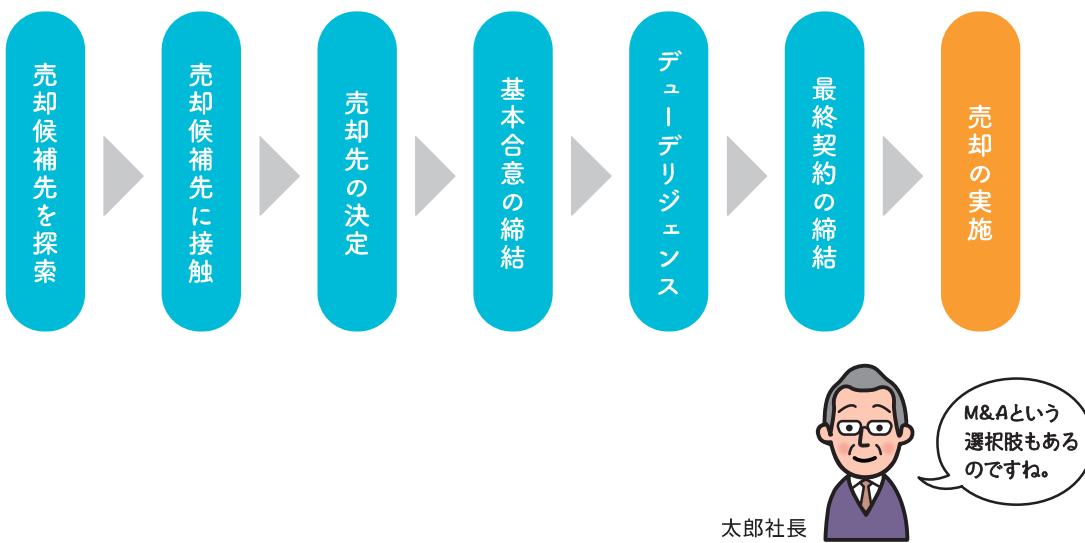


② M&Aの進め方

まずは売却先を探す必要があります。ですが、自力で探すのには限界があるため、鹿児島県事業承継・引継ぎ支援センター(P28)や取引銀行、民間の仲介会社からの紹介などで売却先を探すことが一般的です。

売却先が見つかっても、売却実施までには契約の締結やデューデリジェンス(売却先が対象会社の調査をすること)等の作業があります。スムーズなM&Aを実施するには法務・税務・会計面での専門的知識が必要なため、税理士や弁護士等をはじめ、銀行等の金融機関など、支援機関に相談しながら進めていきましょう。

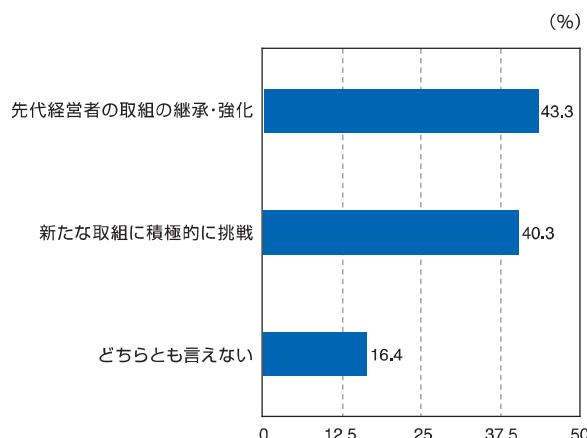
【M&Aによる株式売却の流れ】



07 事業の磨き上げをしましょう

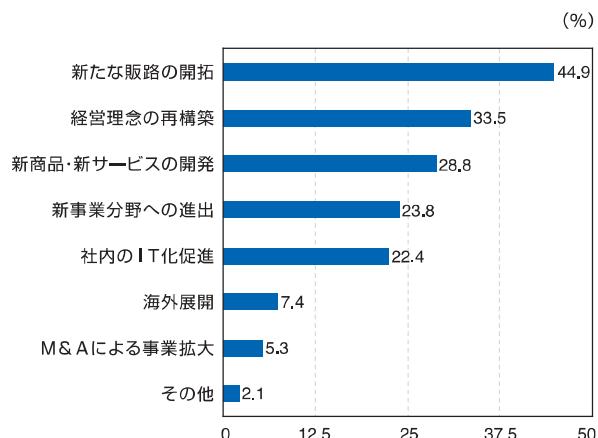
事業承継は、経営者交代を機に飛躍的に事業を発展させる絶好の機会です。多くの経営者が事業承継をきっかけに事業の磨き上げに取り組んでいます。

【事業承継した際の経営方針】



(出典)中小企業庁「2021年版中小企業白書(2021.4.23公表)」をもとに作成

【現経営者が事業承継(5年程度)に意識的に実施した取組】



(出典)中小企業庁「2021年版中小企業白書(2021.4.23公表)」をもとに一部変更して作成

事業の磨き上げとは、企業の現状をさまざまな観点から調査・把握したうえで、組織・事業等に係る課題を解決し、会社の強みを明確化することにより、企業としての価値を高めることをいいます。



ここまでいかがでしたでしょうか？一口に事業承継といっても、検討することはたくさんありますね。思い立ったが吉日です。早めに検討を始めることが第一歩です。

それでは、次章以降で、より具体的な内容を見ていきましょう！

良い状態で息子に引き継ぐために、今できる課題に取り組まなきゃ。



花子社長

01 贈与税をしっかり理解しましょう

贈与税は、生前の個人から財産をもらったときにかかる税金です。そのため経営者が保有する株式等の財産を後継者が引き継ぐ場合には後継者(受贈者)に納税義務が発生します。贈与税の課税方法には、「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つがあります。「相続時精算課税」は、一定の要件を満たす場合に選択することができます。

① 年間110万円以下が非課税! 暦年課税制度

暦年課税制度では、1月1日から12月31日まで(暦年)の1年間にもらった財産の合計額から基礎控除額の110万円を差し引いた残りの額に対して贈与税がかかります。逆に言えば、毎年110万円以下の贈与なら贈与税は非課税となります(申告も不要です)。

計算式は以下の通りです。贈与により取得した財産が大きくなるほど、税率及び控除額も高くなります。また、20歳以上の者が父母などの直系尊属から贈与を受けた場合は、一般税率より優遇された特例税率が適用されます。

【暦年課税制度での贈与税額の計算式】

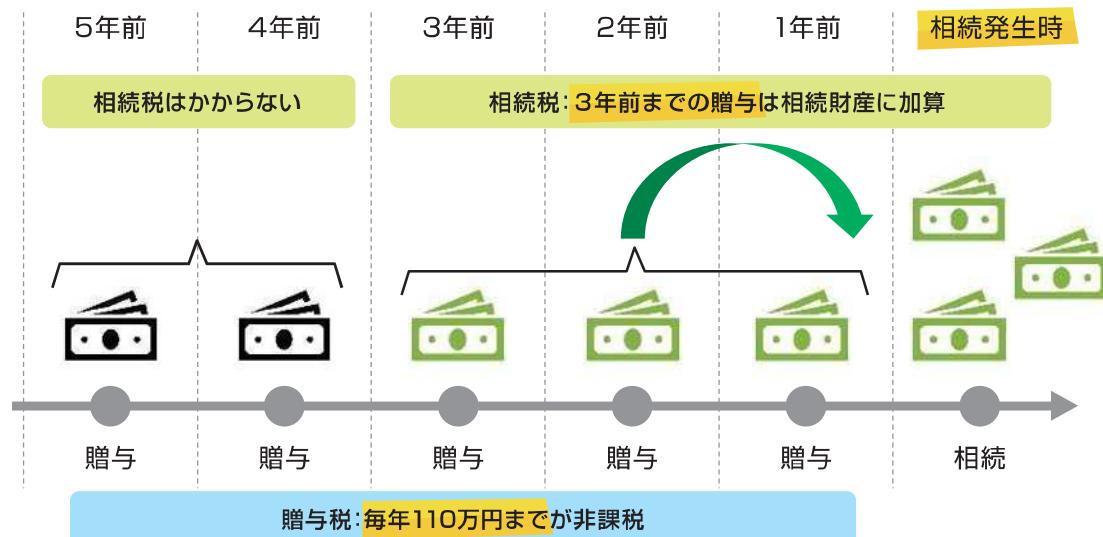
贈与により取得した財産の多寡や、贈与者や受贈者の関係性に応じて変動します。

$$\text{贈与税額} = (\text{課税価格} - \text{基礎控除額}) \times \text{税率} - \text{控除額}$$

(110万円)

ただし、贈与者が相続発生時3年前までに贈与した財産は相続財産の対象とされます。贈与税がかからない場合でも、相続税がかかる場合がありますので、注意が必要です。

【相続との関係】



生前から対策をしっかり進めておきましょう。
なお、暦年課税制度での具体的な税率や控除額については、
下記国税庁のHPをご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/zoyo/4408.htm>



第2章 事業承継にまつわる税のあれこれ

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

② 直系尊属からの贈与の場合はまとめて控除できる！相続時精算課税制度

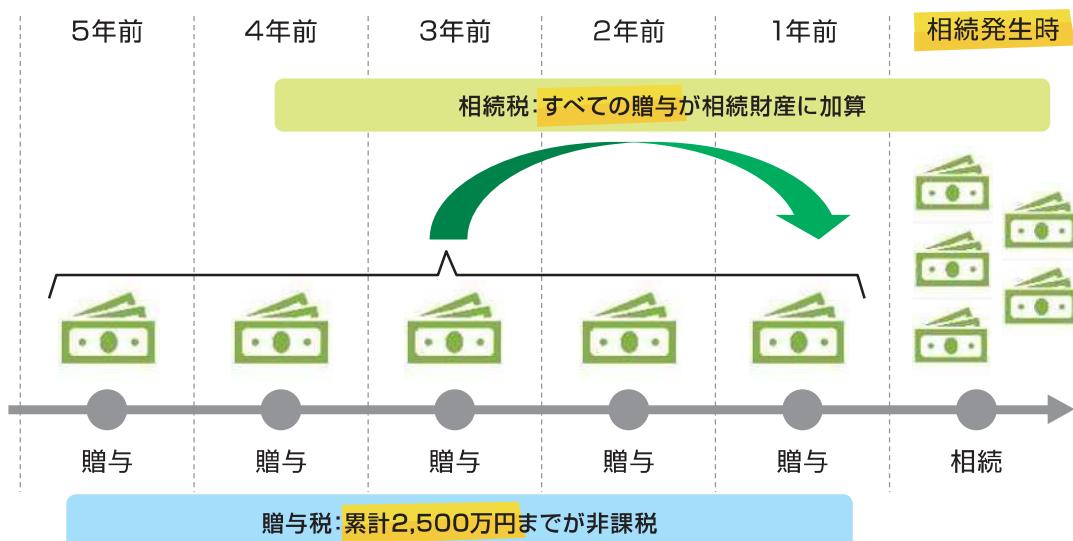
相続時精算課税制度は、原則として60歳以上の父母または祖父母から、20歳以上の子または孫に対する贈与の際に、贈与者ごとに選択できる制度です。制度を選択した贈与者からのすべての贈与に対して、累計で特別控除額2,500万円までが非課税となります。特別控除額の超過分については20%の税率が適用され、贈与税がかかります。

【相続時精算課税制度の贈与税額の計算式】
$$\text{贈与税額} = (\text{課税価格} - \text{特別控除額}) \times \text{税率}$$

(2,500万円) (一律20%)

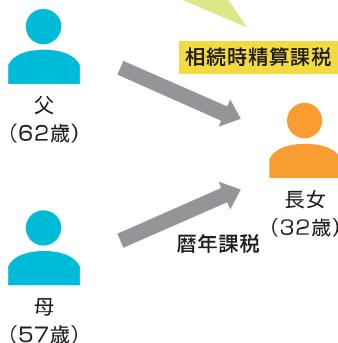
ただし、制度を選択した贈与者からのすべての贈与は相続財産に加算され、相続税がかかる場合もありますので、留意が必要です。具体的には、将来、制度を選択した贈与者が死亡して相続が発生したときは、贈与財産を相続財産に合算して相続税額を計算し、すでに支払った贈与税相当額を相続税から控除することができます。

【相続との関係】



【相続時精算課税制度の活用】

贈与者毎に課税制度の選択が可能なため、この例では父からの贈与を相続時精算課税とし、母からの贈与を暦年課税としている。



贈与税: 父からの贈与に関する課税金額

- 1年目: 父から2,000万円の贈与
課税額 = 2,000万円 - 2,000万円(特別控除) = 0
残りの特別控除 = 2,500万円 - 2,000万円 = 500万円
- 2年目: 父から1,000万円の贈与
課税額 = 1,000万円 - 500万円(特別控除) = 500万円
贈与税 = 500万円 × 20% = 100万円

相続税: 父の死亡時には、贈与額合計3,000万円が相続税の課税対象に加算される

将来、贈与者が死亡して相続が発生したときは、贈与財産を相続財産に合算して相続税額を計算し、すでに支払った贈与税相当額を相続税から控除することができます。

③ ではどっちの制度を選択すればいい?

2つの制度の違いと、主なメリット・デメリットは下表のとおりです。暦年課税では、非課税枠は小さいものの、**毎年計画的に贈与をすれば税負担を軽減できる**メリットがあります。

他方で、相続時精算課税では、贈与税としての非課税枠は大きいものの、贈与財産すべてが相続税の対象となります。また、一度選択すると、暦年課税には戻せなくなりますが、**相続税を贈与時の時価で算定できる**ため、今後値上がりが想定される財産(株式等)については、**時価を固定できる**というメリットがあります。

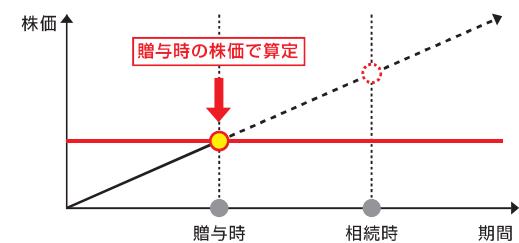
その他にも、税率の違いや対象者の違いもあるため、税理士などに相談しながら自社の状況に合わせて、より適切な制度活用を考えてみましょう。

【暦年課税制度と相続時精算課税制度の比較まとめ】

項目	暦年課税制度	相続時精算課税制度
贈与者	制限なし	60歳以上の父母又は祖父母
受贈者	制限なし	20歳以上の子又は孫
非課税枠	毎年110万円	累計で2,500万円
税率	累進課税(10%~55%)	20%
贈与者が死亡した場合の扱い	贈与者から受けた贈与財産のうち 死亡前3年以内のものが相続税の対象	贈与者から受けた贈与財産 すべて が相続税の対象

メリット	計画的に贈与をすれば税負担を軽減できる。 相続権がない人にも贈与ができる。	非課税枠が多い。 相続財産の時価を贈与時で固定できる。
デメリット	非課税枠が小さい。 税率が高くなる傾向にある。	贈与者、受贈者に制限がある。 一度選択すると暦年課税には戻れない。

【相続時精算課税制度では贈与時の株価で算定できる】



暦年課税制度は、会社の株価が安定しており、急激な上昇が見込まれない場合で、相続開始までに時間的余裕があると見込まれるケースや後継者が決まってないケースで活用し、相続時精算課税制度は、会社の株価が上昇傾向にあり、かつ、後継者が決まっているケースで活用する、といった使い分けが考えられます。

自社の状況によって活用する制度を決めれば良いですね。



花子社長

02 相続税は相続した時に考えるものではありません！

相続税は死亡した人(被相続人)の財産を、相続人が引継ぐ際に発生する税金です。そのため経営者が保有する株式等の財産を後継者が引継ぐ場合には、後継者(相続人)に納税義務が発生します。

相続財産の価値は、法に基づき、その財産の内容や相続人(配偶者なのか子なのか等)、その人数、相続時精算課税制度にかかる贈与の活用の程度などによって変わりますが、生前に贈与を行わない場合には相続税が発生することもあるため、相続時とそれ以後も困らないように、**おおよその税額を把握しておきましょう。**

① 相続財産の種類

金銭的価値のあるものはすべてが相続財産の対象です。また、被相続人の生命保険契約や死亡退職金も対象です(一部非課税枠もあります)。一方で、被相続人が保有する借入金やお葬式の費用等のマイナスの財産も相続財産の対象となります。これら、プラスの財産からマイナスの財産を差し引き、調整を加えた金額である、「正味の相続財産」が相続税の課税対象となります。

【相続財産の例】

プラスの財産	
現預金	現金、預貯金
不動産	土地、建物
有価証券	株式、国債、社債、ゴルフ会員権
事業用資産	商品、売掛金、設備
家庭用資産	宝石、美術品、家具
その他	貸付金、借地権、生命保険金、退職手当金

マイナスの財産	
借金等	借入金、住宅ローン、買掛金
未払税金	所得税、住民税、固定資産税
葬儀費用	葬式・葬送の費用、埋葬・火葬に要した費用

正味の相続財産
(相続税の課税対象)

※非課税枠の計算

①生命保険

生命保険金の非課税額=500万円×法定相続人の数

②死亡退職金

死亡退職金の非課税額=500万円×法定相続人の数



今のうちから、どの程度の相続税が発生するか把握しておく必要がありますね。

花子社長

② 相続税の計算方法

相続税は、課税の対象となる相続財産(=課税価格)の合計額が基礎控除額を超える場合に、その超える部分(=課税遺産総額)に対して、課税されるものです。各相続人はそれぞれの課税価格の割合に応じて税額が計算されます。

なお、基礎控除額は「 $3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times \text{法定相続人の数})$ 」で計算されますが、課税遺産総額の多寡と法定相続人の数によって相続税額は変動します。

【相続税の計算の流れ】

【例】 被相続人の子供3人(A,B,C)が合計3億円を相続します。
Aは2億円、Bは6,000万円、Cは4,000万円を取得する場合の相続税額を計算します。

各相続人ごとに相続財産を把握し、課税価格を計算する。

課税価格 =

各相続人の 課税価格の 計算

$$\begin{array}{l} \cdot \text{各相続人等が取得した財産} \\ \cdot \text{生命保険金} \\ \cdot \text{死亡保険金} \end{array} - \begin{array}{l} \text{被相続人の債務・葬式費用} \end{array} + \begin{array}{l} \text{相続等により財産を取得した人が、相続開始前3年以内に被相続人から受けた贈与財産} \end{array} + \begin{array}{l} \text{相続時精算課税制度の適用を受けた贈与財産} \end{array}$$

【例】 Aは2億円、Bは6,000万円、Cは4,000万円

課税価格の 合計額の 計算

各相続人の課税価格の合計額を計算する。

【例】 課税価格の合計額 = 2億円、6,000万円、4,000万円 = 3億円

課税遺産 総額の 計算

課税価格の合計額から基礎控除額を差し引く。

【例】 課税遺産総額 = 3億円 - (3,000万円 + (600万円 × 3)) = 2億5,200万円

相続税の 総額の 計算

課税遺産総額を法定相続人が法定相続分どおりに取得したと仮定して、相続人ごとの相続税額を計算し、算出した相続税額を合計する。

【例】 各人の取得金額 = 課税遺産総額 × 法定相続分
 $= 2億5,200万円 \times 1/3 = 8,400万円$

各人の相続税 = 各人の取得金額 × 相続税率 - 控除額
 $= 8,400万円 \times 30\% - 700万円 = 1,820万円$

相続税の合計額 = 1,820万円 × 3 = 5,460万円

各相続人の 相続税額の 計算

課税価格の合計額に占める各相続人ごとの課税価格の割合を乗じて、各相続人の税額を計算する。

【例】 Aの相続税額 = 相続税の合計額 × Aの取得金額の割合
 $= 5,460万円 \times 2億円 / 3億円 = 3,640万円$

Bの相続税額 = 5,460万円 × 6,000万円 / 3億円 = 1,092万円

Cの相続税額 = 5,460万円 × 4,000万円 / 3億円 = 728万円

03

立つ鳥跡を濁さず！財産はしっかり評価しましょう

贈与税や相続税の算定は、贈与時や相続時の財産の「時価」により評価されます。

特に株式については、上場株式の場合は、株価をもとに時価評価できますが、非上場株式の場合は、通達に基づいて以下のように評価されます。

おおよその税額を把握するには、この評価が欠かせません。早い段階で、専門家に相談することをお薦めします。

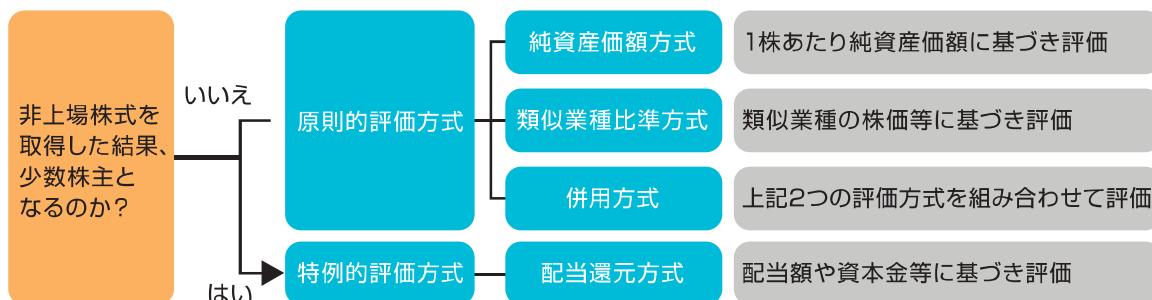
非上場株式の評価方法

経営者が保有している株式を後継者に引継ぐ際は、原則的評価方式で評価することが一般的です。1株当たりの純資産価額で評価する「純資産価額方式」か、類似業種の株価等に基づき評価する「類似業種比準方式」、もしくはその2つを組み合わせた「併用方式」で評価します。

類似業種比準方式は、評価対象会社と同じ業種の事業を行っている上場会社の「配当金額」「利益金額」「純資産価額」の3要素を用いて評価します。

なお、株式の取得者が、経営を左右できるほどの議決権を有さない少数株主にとどまる場合は、「配当還元方式」を採用することもできます。配当を目当てにする少数株主のための簡便的な評価方法ですが、他の評価方式に比べて低い価額になる傾向にあります。

【非上場株式の評価】



株式をはじめとした財産の評価は、事業承継に取り組むにあたり必ず必要となります。早めの把握に努めましょう。
株価は、M&Aの際の企業価値算定にも用いられるなど大変重要です。



自社株式の評価額がいくらであるか、考えたこともなかったです。

花子社長